

日本学生支援機構の給付奨学生追加募集について（ご案内）

給付奨学金に関してはすでに採用候補者が決定されたところですが、この度日本学生支援機構より、給付奨学生の推薦枠を1名追加するとの連絡がありましたので、再度募集致します。下記の募集要項をよく読んで、申込資格、資産要件、申込基準を満たしている方は、応募書類を事務室まで取りにお越しください。郵送も可能です。

今回の応募に関しては、第1回目に応募し、すでに貸与奨学金で採用候補者になっている人、第2回目をすでに応募済みの人も対象になります。また、第1回目の給付奨学生に応募し、不採用になった方で、今回応募する方は再度書類の提出をお願い致します（すでに給付奨学生の候補者になっている人は応募できません）。この件に関するご質問・ご相談等は、奨学金担当 宮崎(Tel.06-6932-4461)が承っております。

記

申込資格	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高等学校を卒業後2年以内の人で、大学・専修学校に入学したことのない人 ■ <u>家計支持者が住民税非課税で、かつ所得金額が第一種奨学金収入基準額以下の人</u> (※裏面参照) 又は 生活保護世帯の人 又は 申込者本人が社会的養護を必要とする人
資産要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申込者本人と家計支持者（原則父母）の資産合計額が、2,000万円以下（家計支持者が1人の場合は1,250万円）であること。 (生活保護受給世帯の人は、生活保護を受給していることを持って資産がないことを確認しているので、資産の申告は不要です。) ■ 教育資金一括贈与の有無。 ■ 社会的養護を必要とする人は、申込者本人の資産が1,250万円以下であること。
申込基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学習意欲が旺盛で、学業や学校活動に対する態度が良好である。 ■ 申込時までの全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.0以上である。(ただし社会的養護を必要とする人は、この限りではない) ■ 誠実で、責任感が強く、生活態度が良好であること。 ■ 進学目的・意思を明確に持っている。 ■ 将来に対して展望を持ち、その実現に向けて志を持って努力・行動している。 ■ 経済的な事由により、進学が非常に困難な状況である。
給付月額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国公立≪大学・短期大学・高等専門学校(4年生)・専修学校(専門課程)≫ 自宅通学 20,000円 自宅外通学 30,000円 ※進学した国立の大学等で授業料の全額免除を受ける人は、給付金額が減額されます。自宅通学2万円→0円、自宅外通学3万円→2万円 ■ 私立≪大学・短期大学・高等専門学校(4年生)・専修学校(専門課程)≫ 自宅通学 30,000円 自宅外通学 40,000円 ■ 通信教育課程に進学を希望の人の貸与月額詳細は、案内冊子をご覧ください。
給付期間	原則として平成31年4月から卒業までの標準修業年限
申請期日	平成30年11月28日(水) *急な募集のため短い期間での募集となっておりますがご了承ください。
採用決定	平成31年2月下旬～3月上旬(予定)

《応募についての注意》

- 今回の推薦枠は1名です。
推薦するにあたっては学内で選考を行い、さらに日本学生支援機構で資産要件に照らし合わせますので、学校から推薦した場合でも機構において採用されないことがあります。
- 社会的養護を必要とする人も、今回に限っては推薦枠の範囲内での推薦となります。
- 資産についての書類は、給付奨学生採用候補者として学校から推薦することが決まった人のみ提出して頂きます。詳しくは決定後に連絡します。

《マイナンバーの提出について》

第1回目に応募し、すでに貸与奨学金で採用候補者になっている人、第2回目をすでに応募済みの人は、改めての提出は不要です。

- 生徒本人と、家計支持者のマイナンバーが必要です。
- 提出するために必要な書類は、募集案内冊子と一緒に事務室でお渡しします。
- 学校には提出できません。日本学生支援機構に直接郵送してください。(郵送方法、郵送期日については案内冊子をご覧ください)
- マイナンバーを提出することにより、学校への書類提出が省略できます。
ただし、学校で採用候補者を決定する際に必要とみなした場合は提出をお願いする場合があります。
 - ・ 所得、課税証明書
 - ・ 生活保護決定(変更)通知書 (生活保護費を証明する書類)
 - ・ 雇用保険受給資格者証 (失業手当(雇用保険の失業給付)額を証明する書類)

(※) 申込資格収入基準の参照(第一種奨学金収入基準額)

- ・ 給与所得世帯の人は、平成30年度所得証明の「給与収入金額」欄を見てください。
- ・ 給与所得以外の世帯の人は、平成30年度所得証明の「所得金額」欄を見てください。

	給与所得世帯	給与所得以外の世帯
3人世帯	657以下	286以下
4人世帯	747以下	349以下
5人世帯	922以下	514以下

(単位：万円)